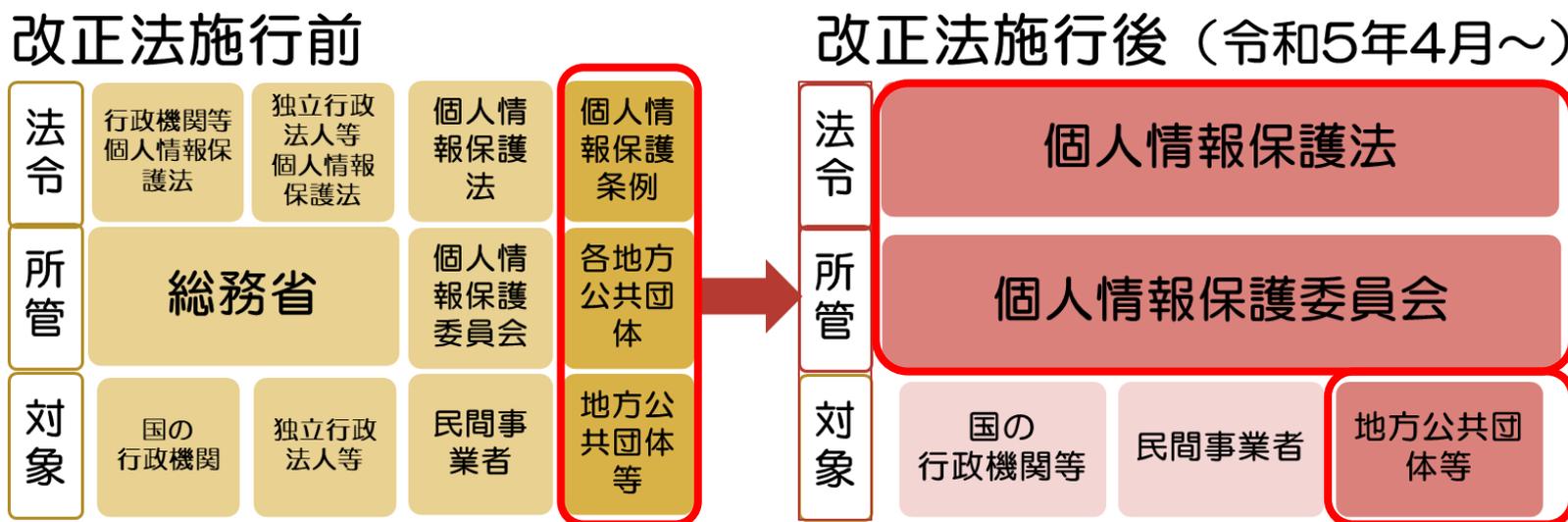


議案第95号 調布市個人情報の保護に関する法律施行条例

1 条例制定の背景

これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者を対象とする法律や条例により、その取扱いがそれぞれ規定されていましたが、令和3年5月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により「個人情報の保護に関する法律」が改正（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）され、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになりました。

令和5年4月からは、改正法の規定が全国共通ルールとして調布市にも適用されることとなり、改正法施行に伴い必要な事項を条例で定めるものです。



2 改正法施行に伴う法の適用事項及び新条例（案）の内容等

(1) 条例に規定する必要がある事項

改正法の適用内容	新条例（案）の内容等
ア 本人開示等請求における手数料（改正法第89条第2項） 改正法の規定で、地方公共団体の手数料の額は、条例で定めることと しています。	現行条例と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、複写などの費用は請求者負担とします。

(2) 改正法が直接適用される主な事項

改正法の適用内容	現行条例からの変更点等
ア 個人情報ファイル簿の作成・公表（改正法第75条） 改正法では、市の実施機関が取扱う個人情報ファイル（保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成したもの）の項目を記載した帳簿である「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することを定めています。	現行条例では「保有個人情報取扱事務の届出」（現行条例第6条）を作成し、公表してきました。 改正法施行後は、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表します。
イ 開示請求権（改正法第76条） 市の実施機関が保有する自己の個人情報の開示請求は、本人が行うことができます。 なお、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示請求を行うことができます。	現行条例における開示請求権は、本人及び法定代理人のみとしていましたが、改正法施行後は、本人の委任による代理人（いわゆる任意代理人）も、本人に代わって行うことができるように変更となります。
ウ 行政機関等匿名加工情報の作成・提供（改正法第109条等） 「行政機関等匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないようにした個人情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものです。	現行条例に行政機関等匿名加工情報の規定はありません。 改正法において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定は、都道府県及び政令指定都市が義務化されているのに対し、市区町村は任意となるため、条例施行時の導入を見送ります。（改正法附則第7条）

(3) 条例に規定することが可能な事項

改正法の適用内容	新条例（案）の内容等
<p>ア 条例要配慮個人情報（改正法第60条第5項）</p> <p>「条例要配慮個人情報」とは、地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものを条例に定めることができます。</p>	<p>改正法第2条第3項で「要配慮個人情報」として、人種、信条、社会的身分、病歴など、その取扱いに特に配慮を要する個人情報が規定されています。現行条例においても、改正法と同様の規定があり、今後は改正法が適用されることから、「条例要配慮個人情報」は条例に規定しません。</p>
<p>イ 保有個人情報取扱事務の届出の作成に係る事項（改正法第75条第5項）</p> <p>個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（保有個人情報取扱事務の届出等）を作成し、公表することができます。</p>	<p>現行条例で同様の役割のある「保有個人情報取扱事務の届出」（現行条例第6条）の取扱いは、「個人情報ファイル簿」に移行することから、保有個人情報取扱事務の届出は、条例に規定しません。</p>
<p>ウ 開示等請求における不開示情報の範囲（改正法第78条第2項）</p> <p>改正法の規定で保有個人情報の開示請求における不開示情報は、情報公開条例との整合を図るため、条例に規定を定めることができます。</p>	<p>保有個人情報の開示請求における不開示情報は、調布市情報公開条例の非公開情報との整合性を確保するため、条例において情報公開条例の非公開情報に合わせる規定を定めます。</p>
<p>エ 開示決定等の期限（改正法第83条）</p> <p>改正法では、保有個人情報の開示請求から開示決定まで30日以内とされています。</p> <p>延長する場合は、開示請求から開示決定まで最大で60日間と規定されています。</p>	<p>現行条例では、保有個人情報の開示請求から開示決定まで14日以内とし、延長する場合は、開示請求から開示決定まで最大で60日間としています（現行条例第16条）。</p> <p>改正法施行後は、改正法と同様に保有個人情報開示請求から開示決定まで30日以内とします。なお、運用上は従前どおり14日以内での開示決定に努めます。延長する場合は、現行条例と同様、開示請求から開示決定まで最大で60日間とします。</p>
<p>オ 地方公共団体に置く審議会等への諮問（改正法第129条）</p> <p>改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要である場合は、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされています。</p>	<p>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要である機関として、調布市個人情報保護審査会に諮問することとします。</p>

3 調布市個人情報保護審査会

現行の調布市個人情報保護審査会を継続し、以下の事項について所掌します。

【現行条例】

No	根拠法令等	条項	所掌事項
1	調布市個人情報保護条例	第7条	市長から、保有個人情報取扱事務の届出事項の報告
2	調布市個人情報保護条例	第5条 第11条 第12条 ほか	例外的な個人情報取扱事務の諮問に対する答申
3	調布市個人情報保護条例	第13条	オンライン結合の制限に関する諮問に対する答申
4	調布市個人情報保護条例	第33条 第37条 第38条	審査請求に対する諮問する答申
5	特定個人情報保護評価に関する規則 (個人情報保護委員会所管)	第7条	特定個人情報保護評価における第三者点検

【新条例(案)】

No	根拠法令等	条項	所掌事項	備考
1		規定なし		法令(条例含む)の規定に従う
2		規定なし		
3		規定なし		
4	個人情報の保護に関する法律	第105条	審査請求に対する諮問への答申	根拠法令の変更
5	特定個人情報保護評価に関する規則 (個人情報保護委員会所管)	第7条	特定個人情報保護評価における第三者点検	変更なし
6	個人情報の保護に関する法律	第129条	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的見地に基づく意見の聴取	新規